

山梨県公報

第千六百五十六号

平成十八年

四月十日

月 曜 日

目次

結核予防法に基づく指定医療機関の廃止……………二九九
結核予防法に基づく医療機関の指定……………二九九

公 告

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止……………二九九
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止……………三〇二
保安林予定森林の所在不分明通知……………三〇三
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)……………三〇三

公 安 委 員 会

一般競争入札について……………三〇五

正 誤

平成十七年三月二十八日付け号外第十三号中……………三〇七

告 示

山梨県告示第二百四十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十八年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
細田眼科医院	甲斐市長塚十二の一

山梨県告示第二百四十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
細田眼科医院	甲斐市長塚十二の一
(有)中沢薬局甲西店	南アルプス市荊沢二百五十二の一

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があつた。
平成十八年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	廃止年月日
小石沢医院	都留市田原二丁目五番二八号	一九一—一〇〇二二八	訪問看護(みなし)	平成十七年四月三日
小石沢医院	都留市田原二丁目五番二八号	一九一—一〇〇二二八	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年四月三日
小石沢医院	都留市田原二丁目五番二八号	一九一—一〇〇二二八	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年四月三日
南アルプス市社協甲西訪問介護事業所	南アルプス市古市場三二三番地	一九七—一六〇〇一五八	訪問介護	平成十七年四月二十八日
杉本歯科医院	上野原市上野原一五九七番	一九三—二〇〇〇〇二七	訪問看護(みなし)	平成十七年四月三十日

南アルプス市 社協白根訪問 介護事業所	南アルプス市 飯野二八二 番地一	一九七二六〇〇 一二五	訪問介護	平成十七年四月 三十日
南アルプス市 社協榎形訪問 介護事業所	南アルプス市 小笠原四七一 番地八	一九七二六〇〇 一三三	訪問介護	平成十七年四月 三十日
南アルプス市 社協八田訪問 介護事業所	南アルプス市 野牛島二七二 七番地	一九七二六〇〇 一六六	訪問介護	平成十七年四月 三十日
杉本歯科医院	上野原市上野 原一五九七番 地	一九三二〇〇〇 〇二七	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十七年四月 三十日
赤坂台病院	甲斐市竜王新 町二二五〇番 地	一九一七二一〇 一一七	短期入所療養介 護	平成十七年四月 三十日
杉本歯科医院	上野原市上野 原一五九七番 地	一九三二〇〇〇 〇二七	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十七年四月 三十日
永田歯科医院	塩山市上於曾 一七一八番地	一九三〇三〇〇 一八九	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十七年五月 十三日
清水歯科医院	甲府市荒川一 丁目九番五号	一九三〇二〇二 四〇三	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十七年五月 十七日
甲府城南病院	甲府市上町七 五三番地一	一九一〇一一二 九三五	短期入所療養介 護	平成十七年六月 三十日
有会社社八ピ ネスフレンド 勝沼ヘルパー ステーション	東山梨郡勝沼 町小佐手一一 二一番地一〇	一九七〇四〇〇 〇九七	訪問介護	平成十七年七月 三十一日
さわたや薬局 駅前店	笛吹市石和町 八田三三〇番	一九四二八一〇 〇七七	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十七年八月 二十八日

秋山訪問入浴 介護事業所	上野原市秋山 五七五六番地	一九七二〇〇〇 〇二八	訪問入浴介護	平成十七年九月 一日
しもべ病院	南巨摩郡身延 町下部一〇六 三番地	一九一〇七一一 一一六	短期入所療養介 護	平成十七年九月 一日
市川大門町立 山保診療所	西八代郡市川 大門町山保六 三六〇番地一	一九一〇六一〇 四五八	訪問看護(みな し)	平成十七年九月 三十日
三珠町国民 健康保険診療 所	西八代郡三珠 町上野二七三 一番地一	一九一〇六一〇 五三一	訪問看護	平成十七年九月 三十日
訪問看護ステ ーション西八 代	西八代郡市川 大門町四一六 番地	一九六〇六九〇 〇〇四	訪問看護	平成十七年九月 三十日
六郷町訪問介 護事業所	西八代郡六郷 町岩間四九五 番地	一九七〇六〇〇 一〇〇	訪問介護	平成十七年九月 三十日
三珠町社会福 祉協議会訪問 介護事業所	西八代郡三珠 町上野二七一 四番地二	一九七〇六〇〇 一三四	訪問介護	平成十七年九月 三十日
市川大門町社 会福祉協議会 訪問介護事業 所	西八代郡市川 大門町四一六 番地	一九七〇六〇〇 二二三	訪問介護	平成十七年九月 三十日
市川大門町立 病院	西八代郡市川 大門町四二八 番地一	一九一〇六一〇 三一八	訪問リハビリテ ーション	平成十七年九月 三十日
市川大門町立 山保診療所	西八代郡市川 大門町山保六 三六〇番地一	一九一〇六一〇 四五八	訪問リハビリテ ーション	平成十七年九月 三十日

三珠町営国民健康保険診療所	西八代郡三珠町上野二七三番地一	一九一〇六一〇五三三	訪問リハビリテーション	平成十七年九月三十日
市川大門町社会福祉協議会通所介護事業所	西八代郡市川大門町四一六番地	一九七〇六〇〇二四一	通所介護	平成十七年九月三十日
石和共立病院指定居宅介護支援事業者	笛吹市石和町広瀬六二三番地	一九一〇八一〇〇二四	通所リハビリテーション	平成十七年九月三十日
ケアセンターいちかわ	西八代郡市川大門町四一六番地	一九五〇六八〇〇一五	通所リハビリテーション	平成十七年九月三十日
医療法人社団箭本外科整形外科医院	甲府市北口三丁目一番一号	一九一〇一一四六七五	短期入所療養介護	平成十七年九月三十日
塩山市民病院	塩山市西広門田四三三番地一	一九一〇三二〇三四九	短期入所療養介護	平成十七年九月三十日
ケアセンターいちかわ	西八代郡市川大門町四一六番地	一九五〇六八〇〇一五	短期入所療養介護	平成十七年九月三十日
三珠町営国民健康保険診療所	西八代郡三珠町上野二七三番地一	一九一〇六一〇五三三	居宅療養管理指導	平成十七年九月三十日
みさき薬局都留	都留市中央一丁目二番二一	一九四二一一〇二三九	居宅療養管理指導	平成十七年九月三十日
市川大門町立山保診療所	西八代郡市川大門町山保六三六〇番地一	一九一〇六一〇五九九	居宅療養管理指導	平成十七年九月三十日
古川眼科医院	山梨市小原西	一九一〇二〇〇	訪問看護	平成十七年十月

古川眼科医院	山梨市小原西二三八番地	一九一〇二〇〇三〇〇	訪問リハビリテーション	平成十七年十月十六日
古川眼科医院	山梨市小原西二三八番地	一九一〇二〇〇三〇〇	訪問リハビリテーション	平成十七年十月十六日
スリーケア・ヘルパーステーション	北杜市須玉町若神子妙円寺前七五三番地九	一九七一九〇〇一六〇	訪問介護	平成十七年十月二十日
塩山市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	塩山市上於曽三四九番地一	一九七〇三〇〇〇二四	訪問入浴介護	平成十七年十月三十一日
勝沼町立勝沼病院	東山梨郡勝沼町勝沼九五〇番地	一九一〇四一〇三〇五	訪問看護(みなし)	平成十七年十月三十一日
大和村歯科診療所	東山梨郡大和村初鹿野一一七番地二	一九三〇四一〇二二九	訪問看護(みなし)	平成十七年十月三十一日
塩山市訪問看護ステーション	塩山市上於曽九七七番地五	一九六〇三九〇〇〇一	訪問看護	平成十七年十月三十一日
塩山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	塩山市上於曽三四九番地一	一九七〇三〇〇〇二四	訪問介護	平成十七年十月三十一日
大和村指定訪問介護事業所	東山梨郡大和村田野七七番地	一九七〇四〇〇〇八九	訪問介護	平成十七年十月三十一日
大和村デイサービスセンター	東山梨郡大和村田野七七番地	一九七〇四〇〇〇八九	通所介護	平成十七年十月三十一日

介護支援事業所	番地八			
市川大門町	西八代郡市川大門町一七九〇番地三	一九七〇六〇〇〇五〇	居宅介護支援	平成十七年七月一日
六郷町ふれあいセンター	西八代郡六郷町岩間四三八番地	一九七〇六〇〇〇四三	居宅介護支援	平成十七年七月三十一日
三珠町	西八代郡三珠町上野二七一四番地二	一九七〇六〇〇〇七六	居宅介護支援	平成十七年九月三十日
市川大門町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	西八代郡市川大門町四一六番地	一九七〇六〇〇〇八四	居宅介護支援	平成十七年九月三十日
塩山市訪問看護ステーション	塩山市上於曾九七七番地五	一九六〇三九〇〇〇一	居宅介護支援	平成十七年十月三十一日
社会福祉法人塩山市社会福祉協議会	塩山市上於曾三四九番地一	一九七〇三〇〇〇二四	居宅介護支援	平成十七年十月三十一日
ももくら	大月市七保町下和田二二三二番地一	一九七二四〇〇〇八八	居宅介護支援	平成十七年十一月三十日

● 保安林予定森林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により保安林の指定について通知（平成十七年十一月十四日付け治山第八百一十一号の三）をしたところ、次の者は所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成十八年四月十日

山梨県知事 山本 栄彦

保安林予定森林の所在場所及び登記済みの権利者	保安林予定森林の所在場所	登記済みの権利者	備考
	大月市大月町真木字間明野原六五六一、六五六三	仁科道侑	根抵当権

- 一 保安林予定森林の所在場所及び登記済みの権利者
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字間明野原六五六二・六五六三（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林指定予定告示
平成十七年十一月十七日山梨県告示第六百号

山梨県知事 山本 栄彦

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成十八年四月十日
- 一 処分をした年月日 平成十八年三月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社伊藤工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町岩間二千二百二十九番地
 - 3 代表者の氏名 佐飛忠則
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第一〇〇一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ

工業業及び水道施設工業業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成十八年三月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年四月十日

- 一 処分をした年月日 平成十八年三月十六日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社新府建設
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市穴山町七千八百四番地
 - 3 代表者の氏名 戸嶋幸雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一〇）第二二四八号
- 四 処分の内容 土木工業業、建築工業業、大工工業業、とび・土工工業業、石工業業、屋根工業業、タイル・れんが・ブロック工業業、ほ装工業業、内装仕上工業業及び水道施設工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年二月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年四月十日

- 一 処分をした年月日 平成十八年三月二十日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 梶原左官工業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田三千七百五十一番地三
 - 3 代表者の氏名 梶原松次
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第六一四三三号
- 四 処分の内容 左官工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年二月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年四月十日

- 一 処分をした年月日 平成十八年三月六日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社タナカ設備
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町尾山三百二十三番地一
 - 3 代表者の氏名 田中三男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一七）第六六七八号
- 四 処分の内容 建築工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年二月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年四月十日

- 一 処分をした年月日 平成十八年三月二十七日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社アイティーオー
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市国母二丁目四番三号
 - 3 代表者の氏名 伊東誠
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第七〇一八号
- 四 処分の内容 建築工業業、大工工業業、屋根工業業、タイル・れんが・ブロック工業業、鋼構造物工業業及び内装仕上工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年三月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年三月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 柳澤塗装店
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市富竹新田千四百四十七番地五
- 3 代表者の氏名 柳澤保彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第八四二二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十八年三月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年三月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 宝家
- 2 主たる営業所の所在地 大月市脈岡町強瀬百八十番地二鈴木アパートC室
- 3 代表者の氏名 平井一雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八五六二号
- 四 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十八年二月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年三月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 渡辺組
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立四千八番地七
- 3 代表者の氏名 渡邊昌夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第八五九九号
- 四 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十八年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年三月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社ネットワーク
- 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町大八田千五百七十六番地二十七
- 3 代表者の氏名 金丸美奈子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八八六〇号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十八年三月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年四月十日

山梨県警察本部長 篠原寛

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

X線マイクロアナライザー 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成十八年七月一日から平成二十五年六月三十日まで

4 借入場所

山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十八年山梨県告示第九十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇六 〇〇三六 山梨県笛吹市石和町窪中島三百十二番地の四 山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務・企画係 電話〇五五 二六二 〇〇八二

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十八年五月十日までの山梨県の休日（平成十八年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）の間に、三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時並びに場所

平成十八年五月二十五日午後一時三十分

山梨県笛吹市石和町市部五百五十五番地 笛吹警察署一階小会議室

4 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十八年五月二十四日午後一時までに山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務・企画係（郵便番号四〇六 〇〇三六 山梨県笛吹市石和町窪中島三百十二番地の四）に到着すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十八年四月十七日から同年五月十五日までの間の県の休日を除く毎日、午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の

減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

7 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured
X-ray Micro Analyzer, 1 Set
- 2 Date and time for tender
1:30PM May 25,2006
- 3 Bureau in charge
General-affairs Section, Forensic Science Laboratory, Criminal Department,
Yamanashi Prefectural Police Headquarters 312-4 Kubonakajima Isawa-cho
Fuefuki-shi Yamanashi-ken 406-0036 Japan TEL055-262-0082

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十七年三月二十八日山梨県規則第二十九号（指定管理者制度の導入等に伴う関係規則の整備等に関する規則）

四六	上	八	改め	「別表第一」を「別表」に改め
五二	同		一行目の前に次のように加える。 第二号様式を削る。	

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番